

令和 6 年 第 3 回 伊 佐 市 議 会 定 例 会

提 案 理 由 説 明

○ 説 明 順

- 1 議 案 第 4 6 号 、 議 案 第 5 6 号 及 び
議 案 第 5 7 号 (降 壇)
- 2 報 告 第 4 号 及 び 報 告 第 5 号 (降 壇)
- 3 議 案 第 4 3 号 ～ 議 案 第 4 5 号 、
議 案 第 4 7 号 ～ 議 案 第 5 5 号 、
議 案 第 5 8 号 及 び 議 案 第 5 9 号
- 4 諮 問 第 2 号 (降 壇)

令 和 6 年 9 月 4 日 提 出

伊 佐 市 長

令和 6 年第 3 回伊佐市議会定例会の開会にあたり、議案第 46 号、議案第 56 号及び議案第 57 号について説明申し上げます。

まず、議案第 46 号の「専決処分の承認を求めること」について説明申し上げます。

議案第 46 号は、「令和 6 年度伊佐市一般会計補正予算（第 4 号）」を専決処分したものであります。

今回の補正は、民生費につきまして、子育て支援センター及び子ども第三の居場所の建設に伴う実施設計等に要する経費について新たに措置しております。

これらの財源につきましては、繰入金をもって充当しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 720 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 191 億 7,434 万 2 千円とするものであります。

このほか、債務負担行為において、子育て支援センター等整備事業を新たに追加する措置を講じております。

本件につきましては、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したもので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第56号及び議案第57号の「工事請負契約の締結」について説明申し上げます。

議案第56号につきましては、新庁舎建設及び大口ふれあいセンターの大規模改修に伴う「伊佐市新庁舎建設・大口ふれあいセンター大規模改修工事（電気設備工事）」の条件付一般競争入札を実施した結果、入札価格5億9,600万円に消費税を加算した価格6億5,560万円で「伊佐市大口里2249番地 南電工・大鹿・田代特定建設工事共同企業体」が落札し、議案第57号につきましては、同じく新庁舎建設及び大口ふれあいセンターの大規模改修に伴う「伊佐市新庁舎建設・大口ふれあいセンター大規模改修工事（機械設備工事）」の条件付一般競争入札を実施した結果、入札価格4億8,800万円に消費税を加算した価格5億3,680万円で「鹿児島市南栄五丁目10番地10 テクノ冷熱・荒武工務店・國玉建設特定建設工事共同企業体」が落札し、それぞれ8月14日に建設工事請負仮契約を締結しましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び伊佐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

これら2件の工事の概要につきましては、伊佐市新庁舎建設及び大口ふれあいセンター大規模改修に伴う電気設備工事及び屋内外給排水衛生設備、空調・換気設備などの機械設備工事を実施するものです。

以上、議案3件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

——— 降 壇 ———

報告第4号及び報告第5号の「専決処分の報告」について説明申し上げます。

これら2件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、市長の専決事項に指定された1件100万円以下の損害賠償の額の決定及び和解並びに当該損害賠償に係る歳入歳出予算の補正に関し専決処分したもので、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第4号につきましては、本市が貸し付けている市有地において、相手方の運行する車両が通過した際に敷地内管理用通路が陥没したために相手方車両の一部を損傷したもので、損害賠償の額及び和解の内容といたしましては、事故の過失割合は、市を100パーセントとし、市は相手方に19万8千円を支払うことをもって、以後市と相手方の双方は、本件事故に関し異議を申し立てないことを確約するものであります。

次の報告第5号「令和6年度伊佐市一般会計補正予算（第5号）」につきましては、報告第4号に係る損害賠償に要する経費について新たに措置しております。

その財源につきましては、繰入金をもって充当しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ191億7,454万円とするものであります。

以上で報告2件の説明を終わります。

——— 降 壇 ———

議案第43号から議案第45号まで、議案第47号から議案第55号まで、議案第58号及び議案第59号並びに諮問第2号について説明申し上げます。

まず、議案第43号から議案第45号までの「大口地方卸売市場管理組合規約の変更」、「大口地方卸売市場管理組合の解散」及び「大口地方卸売市場管理組合の解散に伴う財産処分」について説明申し上げます。

これら3件につきましては、大口地方卸売市場管理組合規約を変更すること、令和7年3月31日をもって同組合を解散すること及びその財産処分について湧水町と協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第47号「令和6年度伊佐市一般会計補正予算（第6号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、地方財政法第7条第1項による決算剰余金の積立て及び職員給与費などについて所要の措置を講じたものであります。

補正の主な内容について歳出から順次説明いたします。

議会費につきましては、職員の給与及び職員手当に要する経費について追加の措置を講じ、総務費につきましては、財政調整基金への積立て及び地域おこし協力隊への起業補助に要する経費について追加の措置を講じております。

民生費につきましては、物価高騰の影響を受ける私立保育所等に対し、給食材料費の一部を支援する経費について新たに措置し、衛生費につきましては、老朽化した水道管の布設替に係る財源の変更により、水道事業会計に対する出資金について減額の措置を講じております。

農林水産業費につきましては、広域農道の舗装補修に要する経費について追加の措置を講じ、商工費につきましては、市内公園外灯のＬＥＤ化に要する経費について追加の措置を講じております。

土木費につきましては、県が実施する道路整備及び砂防メンテナンス工事に対する県への負担金について新たに措置し、消防費につきましては、退団する消防団員の増加に伴う退職報償金について追加の措置を講じております。

教育費につきましては、西太良地区コミュニティセンターの空調設備の設置及び菱刈小学校プールへの市水引き込み工事に要する経費について新たに措置し、災害復旧費につきましては、７月の豪雨による災害復旧に要する経費について新たに措置しております。

以上、歳出について説明いたしましたが、これらの財源につきましては、地方特例交付金、地方交付税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、県支出金、財産収入、寄附金、繰越金及び諸収入をもって充当し、国庫支出金、繰入金及び市債に減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３億９,６３１万６千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１９５億７,０８５万６千円とするものであります。

このほか、債務負担行為において、行政情報ネットワーク化基盤整備事業を新たに追加する措置を講じ、地方債では、過疎対策事業及び臨時財政対策債について限度額の変更の措置を講じたほか、水道事業について、対象事業の要件変更に伴い、廃止の措置を講じております。

次に、議案第48号「令和6年度伊佐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、一般会計と同じく職員給与費について所要の措置を講じたほか、令和5年度の保険給付費等交付金の精算返納金に追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ871万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億4,591万5千円とするものであります。

次に、議案第49号「令和6年度伊佐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、一般会計と同じく地方財政法第7条第1項による決算剰余金の積立て及び職員給与費について所要の措置を講じたほか、国及び県への精算返納金に追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,641万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億5,811万9千円とするものであります。

次に、議案第50号「令和6年度伊佐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、一般会計と同じく職員給与費について所要の措置を講じたほか、広域連合納付金に追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ807万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億107万3千円とするものであります。

次に、議案第51号「令和6年度伊佐市水道事業会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、「収益的収入及び支出」の収入において、水道事業収益を12万円減額し、収益的収入の総額を3億6,054万9千円とするものであります。

支出においては、水道事業費用を48万7千円減額し、収益的支出の総額を3億1,271万6千円とするものであります。

次に、「資本的収入及び支出」の収入において、資本的収入を53万4千円追加し、資本的収入の総額を1億1,695万円とするものであります。

支出においては、資本的支出を84万5千円追加し、資本的支出の総額を2億1,274万6千円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,579万6千円は、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補填するものであります。

次に、議案第52号「令和6年度伊佐市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、「収益的収入及び支出」の支出において、農業集落排水事業費用を9万5千円追加し、収益的支出の総額を1億7,392万4千円とするものであります。

次に、議案第53号「伊佐市国民健康保険条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、引用する条項の整理などの所要の改正を行うものであります。

次に、議案第54号「伊佐市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、地域包括支援センターに配置する人員の基準緩和について、所要

の改正を行うものであります。

次に、議案第55号「伊佐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、支給する給付金の名称を変更することについて所要の改正を行うものであります。

次に、議案第58号「財産の取得」について説明申し上げます。

本件につきましては、職員業務用端末の購入に係る仮契約を、富士電通株式会社と8月8日に締結しましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び伊佐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第59号「令和5年度伊佐市水道事業会計未処分利益剰余金の処分」について説明申し上げます。

本件につきましては、令和5年度の水道事業会計未処分利益剰余金1億61万5,466円のうち、5,500万円を減債積立金に積み立て、4,500万円を自己資本金に組み入れ、残余を繰り越すことについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦」について説明申し上げます。

本件につきましては、人権擁護委員の一人が、本年12月31日をもって任期満了となることに伴い、福田十二子氏を新たな候補者として推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

福田氏につきましては、社会福祉法人菱刈福祉会において保育園副園長などを歴任され、主任児童委員や伊佐市学校運営協議会委員としてもご活躍されており、地域の方々の相談や助言、指導に当たるなど、信望も厚く、またその人格、識見に優れ、人権擁護について理解の深い方ですので、ここに推薦するものであります。

以上、議案14件及び諮問1件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

——— 降 壇 ———